

議案第4号

高根沢町国民健康保険税条例の一部改正について

高根沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、次のように定める。

令和8年6月9日

高根沢町長 神林秀治

高根沢町国民健康保険税条例の一部改正について

1 概要

令和8年3月31日に専決処分した国民健康保険税条例の一部改正について、子ども・子育て支援納付金の課税額及び減額する額に誤りがあつたため、所要の改正をするものです。

2 改正内容

子ども・子育て支援納付金の課税額及び減額する額を適正な金額に改めます。

（第9条の6及び第21条）

3 施行日

公布の日から施行し、令和8（2026）年4月1日から適用します。

高根沢町条例第 号

高根沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

高根沢町国民健康保険税条例（昭和33年高根沢町条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額） 第9条の6 （2） 特定世帯 <u>472円</u> （3） 特定継続世帯 <u>708円</u> （国民健康保険税の減額） 第21条 （1） キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>969円</u> ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>59円</u> ケ （ウ） 特定継続世帯 <u>496円</u> （2）	（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額） 第9条の6 （2） 特定世帯 <u>473円</u> （3） 特定継続世帯 <u>709円</u> （国民健康保険税の減額） 第21条 （1） キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>968円</u> ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>58円</u> ケ （ウ） 特定継続世帯 <u>497円</u> （2）

ケ	ケ
(イ) 特定世帯 <u>236円</u>	(イ) 特定世帯 <u>237円</u>
(ウ) 特定継続世帯 <u>354円</u>	(ウ) 特定継続世帯 <u>355円</u>
2	2
(3)	(3)
ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 <u>207円</u>	ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 <u>484円</u>
ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 <u>553円</u>	ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 <u>139円</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の高根沢町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。